

平野地区防災計画

令和6年9月作成

平野地区自主防災組織

目 次

1 目 的	1
2 自主防災組織の編成及び任務分担	1
3 地域の特性	1
4 防災知識の普及・啓発	2
5 地域の災害危険の把握	2
6 防災訓練	2
7 情報の収集・伝達	3
8 避 難	4
9 出火防止及び初期消火	4
10 救出・救護	5
11 給食・給水	5
12 災害弱者対策	5
(別図 1) 編成表	6
(別表 1) 自主防災組織・本部の任務	7
(別表 1－2) 自主防災組織・支部(各班)の任務	8
(避難計画書例—別表 2)	9

平野地区防災計画

1 目的

この計画は、平野自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による、人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

2 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため次のとおり防災組織を編成する。

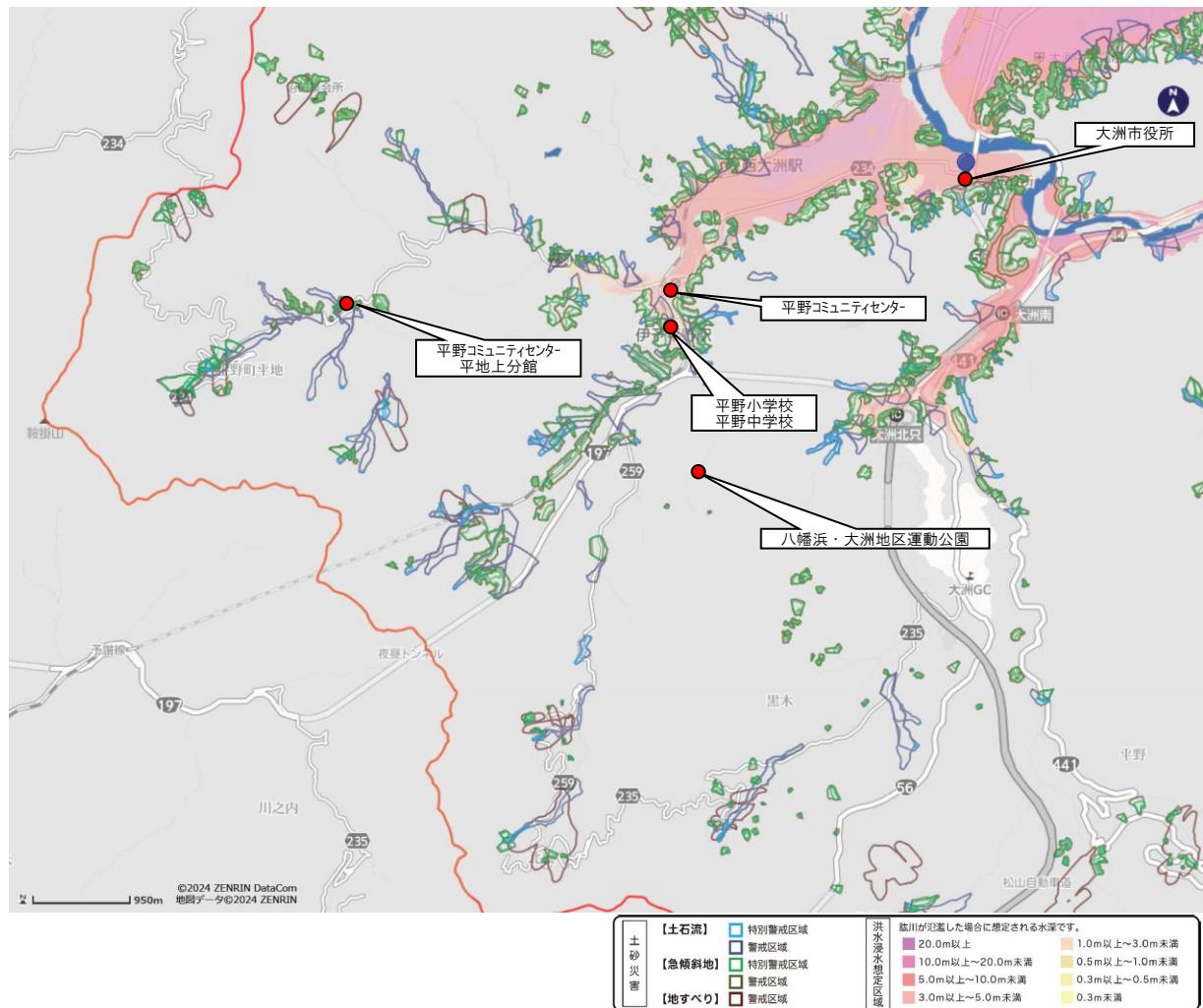
【編成表一別図1、任務表一別表1・1-2】

3 地域の特性

平野地区は、大洲市の西側にあり八幡浜市との境界に位置しており、周りを山に囲まれている。

災害としては、土砂災害が主で、たびたび各所で被害が出ている。

また、ハザードマップでも、その危険性が指摘されている。



4 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高めるため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

- ① 防災組織及び防災計画に関すること。
- ② 地震、火災、風水害等についての知識に関すること。
- ③ 各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ④ 地震発生直後 7 2 時間における活動の重要性に関すること。
- ⑤ 食料等を 3 日分確保することの重要性に関すること。
- ⑥ その他防災に関すること

(2) 普及・啓発の方法

- ① 広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布
- ② 座談会、講演会、映画会等の開催
- ③ パネル等の展示

(3) 実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事実施期間中に行うほか、他の催し物に付随する形式で隨時実施する。

5 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

(1) 把握事項

- ① 危険地域、区域等
- ② 地域の防災施設、設備
- ③ 地域の災害履歴、災害に関する伝承
- ④ 大規模災害時の消防活動

(2) 把握の方法

- ① 市地域防災計画
- ② 座談会、講演会、研修会等の開催
- ③ 災害記録の編纂

6 防災訓練

大地震等の災害発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等を迅速かつ的確に行うことができるようするため、次により防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練、体験イベント型訓練及び図上訓練とする。

(2) 個別訓練の種別

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 避難訓練
- ④ 救出・救護訓練
- ⑤ 給食・給水訓練

(3) 総合訓練

総合訓練は、2以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 体験イベント型訓練

防災を意識せずに災害対応能力を高めるために行うものとする。

(5) 図上訓練

実際の災害活動に備えるために行うものとする。

(6) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画書を作成する。

(7) 訓練の時期及び回数

- ① 訓練は、原則として春季及び秋季火災予防運動期間中並びに防災の日に実施する。
- ② 訓練は、総合訓練にあっては2年に1回以上、個別訓練にあっては隨時実施する。

(8) 人材育成

防災に関する知識の伝承や地域のリーダーを育成して、地域防災力を高めるため、防災士会を立ち上げ、防災士の資格取得及び研鑽を推進する。

7 情報の収集・伝達

被害状況を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域住民、防災関係機関等に伝達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、電話、テレビ、ラジオ、有線放送、アマチュア無線機、伝令等による。

8 避 難

災害により、地域住民の人命に危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、次により避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市の避難指示等が出たとき又は、地域において避難する必要を認めたときは、自主防災会長は副会長に対し副会長は班長に対し、班への指揮監督を行うよう指示、又班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

災害応急対策班員は、班長の避難誘導の指示を受けた時は、避難計画書に基づき、住民を避難場所に誘導する。(別表2)

(3) 避難所の管理・運営

災害時における避難所開設については、大洲市災害対策本部(市本部という)の要請により開設を応援する。会長は要請に基づき副会長に指示し、その指示により避難所開設統括者は平野コミュニティセンターと平地上分館に開設の応援をする。

避難所運営については市本部が行い、その要請により応援する。

地区住民より自主避難の要請があった場合は、区長が各地区集会所に避難所を開設する。

なお二次避難が必要な場合は、区長は会長に連絡し平野2ヶ所の避難所開設を要請する。会長は市本部に避難所開設を要請し共に開設する。管理運営は市本部が行い、協力・応援する。

9 出火防止及び初期消火

(1) 出火防止

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な要因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月1日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次の事項に重点において点検整備する。

- ① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況
- ② 可燃性危険物品等の保管状況
- ③ 消火器等消火資機材の整備状況
- ④ その他建築物等の危険箇所の状況

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い、初期に消火できるようにするため、次の消火資機材を配備する。

- ① 消火器、水バケツ、消火砂等の各家庭への配備

10 救出・救護

(1) 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出、救護を要する者が生じたときは、直ちに救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に協力する。

(2) 医療機関への連絡

災害応急対策班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、次の医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

(3) 防災関係機関への出動要請

災害応急対策班員は、防災関係機関による救出を必要と認めたときは、防災関係機関への出動を要請する。

11 給食・給水

避難地等における給食・給水は、次により行う。

(1) 給食の実施

給食・給水班員及び復旧支援対策班員は、地域内の家庭等から食料等を確保し、配分、炊き出し等の給食活動を行う。

(2) 給水の実施

給食・給水班員及び復旧支援対策班員は、水道及び井戸等により飲料水を確保し、給水活動を行う。

12 災害弱者対策

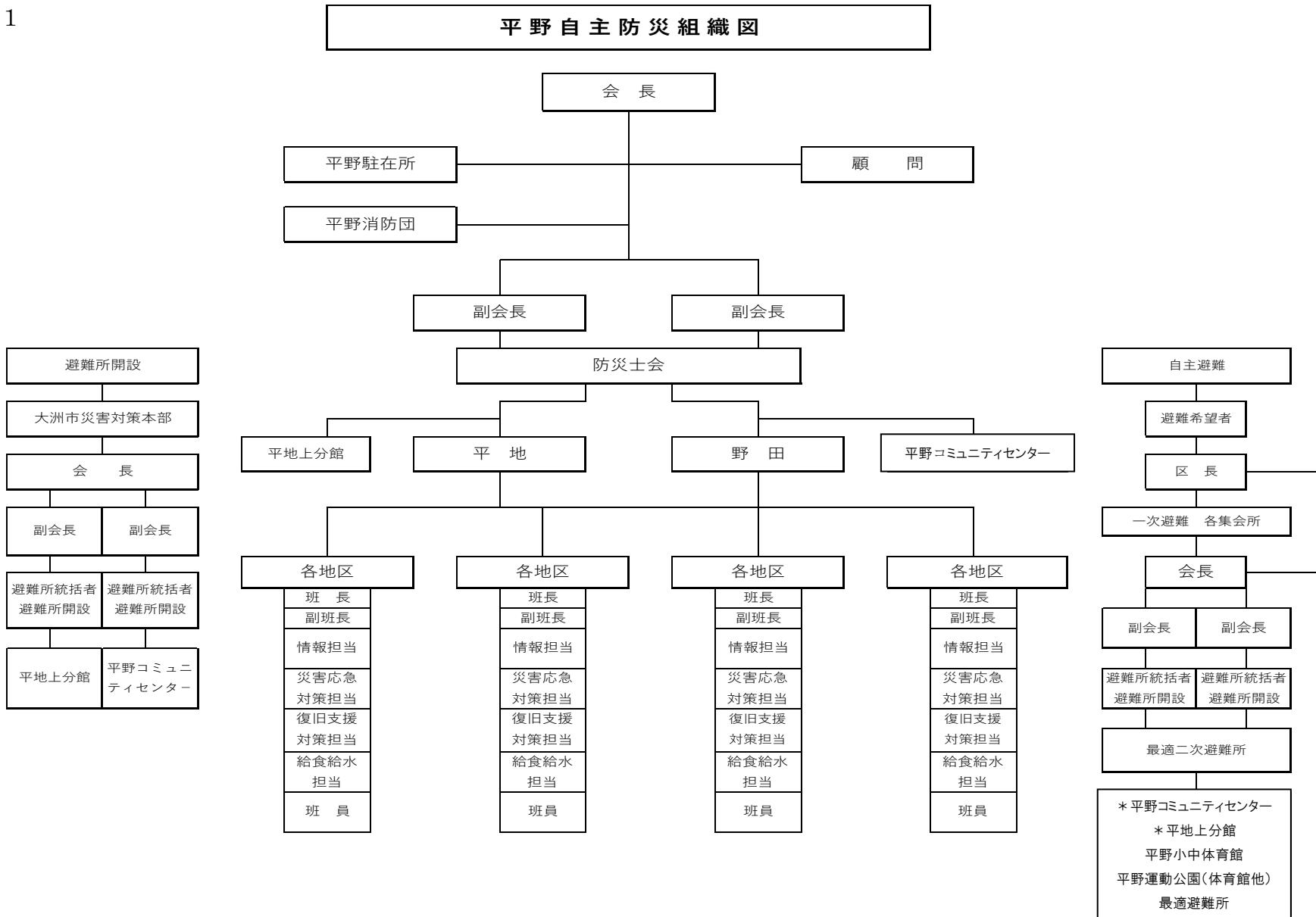
(1) 災害弱者の把握

民生委員、児童委員、学校関係等と連絡を取り合って災害弱者等の把握をする。(個人のプライバシーに配慮)

(2) 災害弱者の避難誘導、救出・救護方法の検討

災害弱者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等について予め検討し訓練等に反映させる。

別図1



別表 1

自主防災組織・本部の任務

平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動
<ul style="list-style-type: none"> ○ 組織の運営指導 ○ 防災計画、組織員の召集計画及び訓練計画等の樹立 ○ 防災知識の普及 ○ 地域内の災害発生危険場所の把握 ○ 災害弱者の把握 ○ 災害応急対策活動の検討 ○ 避難路（所）の点検 ○ 避難場所の周知と現状の把握 ○ 資機材調達、整備の検討 ○ 各班における各種訓練の指導支援 (指導支援班が対応) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各班の動員 ○ 市の災害対策本部・消防署・消防団等の防災関係機関との連絡調整 ○ 消防機関への通報（火災・救急救助等） ○ 地区住民への支援要請 ○ 各種情報の収集、伝達、広報活動 ○ 避難所設置に伴う等の伝達 ○ 資機材の調達、配分 ○ 避難所業務の支援 ○ 食料等の配分

別表1-2

自主防災組織・支部（各班）の任務

区分	平常時の活動	災害時の活動
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災知識の普及 ○ 召集計画 ○ 地域内の災害発生危険場所の把握 ○ 災害弱者の把握 ○ 広報活動 ○ アマチュア無線等の活用による情報・収集伝達訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各班の動員 ○ 各種情報の収集、伝達、広報活動 ○ 消防機関への通報（火災・救急救助等） ○ 地区住民への支援要請 ○ 本部への状況報告 ○ 避難所設置に伴う指示等の伝達
災害応急対策班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 初期消火、応急手当等の訓練 ○ 資機材調達、整備の検討 ○ 避難路（所）の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 初期消火 ○ 負傷者等の救出活動と応急手当等の救護活動 ○ 消防機関への通報（火災・救急救助等） ○ 避難誘導 <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全な避難場所の指示 ・ 災害弱者の避難の手助け
復旧支援対策班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所の周知と現状の把握 ○ 個人備蓄の啓発活動 ○ 資機材、技術者との連携検討 ○ 仮設便所対策検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所業務の支援 ○ 物資配分、物資需要の把握 ○ 応急修理の手伝い ○ 衛生対策 ○ 防犯巡回活動
給食・給水班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 炊き出し及び給水訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 炊き出し等の給食、給水活動
その他地域の実情に応じ必要とされる班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 例えば、水害のおそれのある地区では水防班を設け、崖崩れ危険地区では巡回班等を設け、その役割を果たすために必要な平常時の活動及び災害時の活動を定める。 	

【避難計画書例一別表2】

(1) 計画策定自主防災組織の概要

地区名称	構成世帯数	構成人員	備考（避難所への避難経路等）
			○通り。通行不能の場合は△通り

(2) 避難所の概要

避難所の名称	面積 (m ²)	収容人員	備考 (ヘリコプターの離着陸の可否等)
平野コミュニティセンター	306	150	
平野コミュニティセンター平地上分館	103	51	
平野小学校	979	480	
平野中学校	975	480	
大洲市体育センター	680	300	八幡浜・大洲地区運動公園 可

(3) 避難者リスト（災害時記入用）

氏名	性別	住所	備考
	男・女		
	男・女		